

ロンドン事務所

【政府アドバイザーによる電子行政に関する報告書】英国

英国におけるインターネットの利用促進及び公共サービスのデジタル化等に関する政府のアドバイザーであるマーサ・レーン・フォックス氏は2010年8月、政府が運営するウェブサイト「ダイレクトガブ(Directgov)」¹について見直し、インターネットを利用した行政サービスの改善・効率化について検討するよう政府から委託を受けた。「ダイレクトガブ」は、公共サービスに関する情報及び政府機関、自治体等へのリンクを掲載した行政ポータルサイトであり、前労働党政権が2004年に開設した。

レーン・フォックス氏は2010年10月、見直し作業の結果をまとめた「2010年のダイレクトガブと今後：進化ではなく変革(Directgov 2010 and Beyond: Revolution not Evolution)」と題する報告書をフランシス・モード内閣府相に提出した。同報告書は、行政サービスの電子化を更に進め、公共サービスに関する情報提供及び住民による申請・届出・支払い等手続は全て、インターネットまたはその他のデジタル技術を使った媒体を通してのみ行えるようにすることを提案した。モード内閣府相は2010年11月、報告書の内容を歓迎する旨の書簡をレーン・フォックス氏に送り、報告書の提案を全て受け入れ、実行する意向を明らかにした。これにより、近い将来、自動車税や駐車違反の罰金支払い、パスポートや運転免許の発行・更新申請、更には公立学校への入学申し込み手続きなども全てインターネットのみで行えるようになることが期待できることとなった。

レーン・フォックス氏の報告書には、下記のような提案が掲げられていた。

- ・「ダイレクトガブ」は、行政サービス利用者のニーズを優先する。行政サービス利用者のニーズを優先したサイトの実現を妨げる政策・法的障害がある場合、「ダイレクトガブ」がそれを除去することを可能にする。これらにより、電子行政サービスの質向上を目指す。
- ・中央政府の機関のウェブサイト全て「ダイレクトガブ」に統合し、単一のドメイン名で運営する。政府機関への申請・届出・支払い関連のページは全て「ダイレクトガブ」に掲載し、一般市民が、電子行政サービスをより簡便に利用することを可能にする。
- ・政府全省で共通の「アプリケーション・プログラム・インターフェイス(APIs)」²を開発・

¹ www.direct.gov.uk

² APIsとは、特定のアプリケーションが、別のアプリケーションによって提供されている機能やサービスを利用することを可能にするための機能またはシステム構築上の取り決めを意味する。これを利用することによって、あるシステムと別のシステムを連携させたサービスを構築することが可能になる。

公開し、民間企業及び慈善団体等のウェブサイトから、「ダイレクトガブ」に掲載されている情報を閲覧したり、「ダイレクトガブ」で提供されている政府機関への申請、届出、支払い等のサービスを利用することを可能にする。これにより、「ダイレクトガブ」のホームページを訪問せずとも電子行政サービスを利用することを可能にする。

・電子行政、インターネットの利用拡大などに関わる内閣府の既存のチームをまとめ、この分野における変革の推進を責務とするデジタル・情報関連業務執行責任者 (Executive Director for Digital and Information) を内閣府に雇用する。

・「ダイレクトガブ」及び「ビジネスリンク (Business Link)」³ に対し、両サイトの統合と単一のドメイン名での運営に向けた計画の策定を要請する。

フランシス・モード内閣府相は、レーン・フォックス氏に宛てた書簡の中で、次のように述べていた。

「将来、中央政府機関のウェブサイトを、機能性の高い一つのウェブサイトに統合し、単一のドメイン名で運営するという提案には原則的に賛成です。しかし、貴殿の報告書でも明確に述べられていたように、これは政府にとって多くの努力を必要とする問題であり、私は、実現の方法について最終決定を下す前に、内閣府の同僚に意見を求める必要があるでしょう。これらの件と、政府の全省に関わるその他の件に取り組むことを目的として、私は、内閣経済委員会の下に、デジタル技術に関する閣外大臣で構成される作業部会を新たに設置する意向です」

レーン・フォックス氏の報告書によると、政府機関への申請・届出・支払い等手続きの30%が、インターネット及びその他のデジタル技術を利用した媒体で行われた場合、政府は、年間13億ポンドの経費削減を達成できると推算される。更にこれが50%ならば、経費削減額は年間22億ポンドに達する見込みである。一部のマスコミは、レーン・フォックス氏の提案を、「フェースブック世代」と、彼らの政府との関わり方に適した方策であるとして賞賛している。

マーサ・レーン・フォックス氏は1998年、航空券等の販売サイトである「ラストミニット・ドット・コム (lastminute.com)」を創設した。当時、米国などと同様に英国でも、インターネットを利用して事業を行う新興企業が多数設立される中、同サイトは大きな成功を収めた。同氏は2003年に「ラストミニット・ドット・コム」の社長を辞任し、同サイトは2005年、米企業に売却された。同氏は現在、内閣府の「デジタル公共サービスユニット」のリーダーを務めるなど、デジタル関連の問題に関する政府のアドバイザー役を務めている。また他にも、大手民放テレビ局「チャンネル4」及び大手デパート「マークス・アンド・スペンサー」の非

³ 「ビジネスリンク」は、政府が運営する企業向け情報サイト。www.businesslink.gov.uk

常勤役員を務めているほか、チェーンの高級カラオケバー「ラッキーボイス」を創業、所有している。

【高齢者・障害者ケアサービスに関する緑書と公衆衛生白書】英国

高齢者・障害者ケアサービスに関する緑書

保健省は2010年11月、イングランドにおける高齢者及び成人の障害者ケアに関する連立政権の政策を掲げた緑書として、「有能なコミュニティと能動的な住民(Capable Communities and Active Citizens)」と題する文書を発表した⁴。

同省のポール・バーストウ高齢者・障害者ケアサービス担当相は、緑書の発表にあたり、同文書に盛り込まれた提案は、連立政権が掲げる「大きな社会(Big Society)」政策に沿ったものであると述べた⁵。同相によると、それら政策の目的は、より利用者個人の事情に合わせた、また予防的措置の提供により重点を置いた高齢者・障害者ケアサービスを提供すること、利用者にとって最良の結果を提供することに、より焦点を当てることである。

これらの政策の実行を目的として、政府は2014年度までに、高齢者・障害者ケアサービスに20億ポンドの追加支出を行う。内訳は、国民医療サービス(NHS)への追加支出が10億ポンド、地方自治体への追加補助金が10億ポンドである。同相によると、同緑書は、高齢者・障害者ケアサービス改革に向けた最初のステップであり、2011年秋には更に白書が発表される計画である。白書では、高齢者・障害者ケアサービスの提供及び財源確保の方法等に関する長期的な改革案が提示され、白書の内容はその後、法案化される見込みである。なお、白書及び法案には、「高齢者・障害者ケアサービスの財源調達に関する独立委員会(The Commission on the Funding of Care and Support)」⁶が今年夏に発表する報告書の内容も盛り込まれる見込みである。

緑書は、「高齢者・障害者ケアサービスの軸を政府から住民へシフトする」ことを狙いとした下記の案を掲げている。

- ・「パーソナル・バジェット(personal budgets)」の利用を拡大する⁷。

⁴ 「障害者ケア」には、精神疾患患者と身体障害者のケアの両方を含む。

⁵ 政府の「大きな社会」政策については、2010年8月の月例報告書を参照のこと。

⁶ 政府が2010年7月に設置した独立の委員会。

⁷ 「パーソナル・バジェット」とは、高齢者または障害者を対象としたケアサービスの提供方式である。高齢者または障害者サービスの提供に要する費用を、サービス受給者に直接で支給し、その用途を受給者本人または介護者に決定させるという方法である。サービス受給者を対象とした「パーソナル・バジェット」のほかに、高齢者または障害者を家庭で介護する介護人を対象とした「パーソナル・バジェット」もある。介護人は、高齢者または障害者の家族、親戚、

- ・高齢者・障害者ケアが必要な状態になることを防ぐこと、及びそれらのサービス利用者がより多くのケアが必要な状態になることを防ぐことを目的とした予防的ケアの地域における実施に、より重点を置く。それにより、住民が、これらのサービスに頼らず、より独立した生活を送ることを可能にすると共に、「大きな社会」の構想実現に貢献する。

- ・医療予算と高齢者・障害者ケアサービス予算の垣根を取り払う⁸。

- ・自治体、ボランティア部門、国民医療サービス(NHS)の間でのパートナーシップによる高齢者・障害者ケアサービス提供を奨励する。これには、住宅サービス提供機関などが関与する、より幅広い意味でのパートナーシップも含まれる。

バーストウ高齢者・障害者ケアサービス担当相によると、現在、高齢者・障害者ケアサービスの利用者のうち、「パーソナル・バジェット」の利用率はわずか 13%に過ぎないが、政府は 2013 年までに、これを 100%に引き上げる計画である。「パーソナル・バジェット」の支払い方法について、政府は、自治体からサービス利用者への銀行振り込みが望ましいと考えている。

緑書は、「パーソナル・バジェット」の利用例として、てんかんを患うある女性のケースを紹介している。この女性は、てんかんの発作の前兆を感知し、警告するよう訓練された犬を飼っており、その維持費に「パーソナル・バジェット」を使っている。女性は、たとえてんかんの発作に襲われそうになっても、犬の警告を受けて発作に備えることができるため、障害者ケアサービスに頼らず、より独立した生活を送ることが可能になっている。

また同相によると、政府は、家庭で高齢者または障害者のケアを行う介護者を対象とした「パーソナル・バジェット」の財源として、今後 4 年間で NHS に 4 億ポンドを投入する計画を明らかにした。同相は、「パーソナル・バジェット」を利用することにより、介護者は、一時的に休息を取り、趣味や旅行を楽しむなど、自分のための時間を持つことが可能になるとしている。

公衆衛生白書「健康な生活、健康な住民」

保健省はまた、同じく 2010 年 11 月、「健康な生活、健康な住民 (Healthy Lives, Healthy People)」と題するイングランドの公衆衛生サービスに関する白書を発表した。同

隣人などである場合が多い。

⁸ これは、国民医療サービス(NHS)に高齢者・障害者ケアサービス向け予算を配分すると共に、地方自治体による医療予算の利用を可能にすることを意味する。

白書は、1948年のNHS創設以降初めて、地方自治体に対し、公衆衛生サービスに関する法的義務を与えるとの提案を掲げている。

白書に盛り込まれた政府案によると、イングランドの公衆衛生サービスの統括機関として、保健省内に、「イングランド公衆衛生サービス(Public Health England)」が新設される。「イングランド公衆衛生サービス」の主な役割は、全国レベルで、流行性インフルエンザなどを含む健康への脅威に対する抵抗力を高めると共に、それらの脅威からの回復力向上を図ることである。また、健康な生活習慣を奨励、実行させるための方法に関する最新のデータを収集すると共に、公衆衛生関連のその他のデータのモニタリングを行うなど、公衆衛生に関する「情報バンク」としての役割も果たす。

同機関はまた、既存の政府組織である「健康保護局(Health Protection Agency)」及び「全国薬物乱用治療局(National Treatment Agency)」を吸収し、両機関の機能と権限を引き継ぐことになる。これにより、公衆衛生に関する専門的知識が一つの機関に集中し、この分野についての政府機関等への助言提供を単一の組織が行うことが可能になる。更に、政府の公衆衛生政策に「イングランド公衆衛生サービス」の意見が反映されるよう、政府の省、執行機関等に対して働き掛けることも、同機関の機能の一つとなる。

これまで、NHSの公衆衛生サービス向け予算は、実際には公衆衛生以外のNHSサービスのために使われることが多かった。白書で示された政府案は、イングランドのNHSの予算内で、公衆衛生サービスの提供に用途を限定した(ring-fenced)予算を確保し、「イングランド公衆衛生サービス」に配分するというものである。「イングランド公衆衛生サービス」は、その一部を、イングランド全土を対象とした取り組みに使う。残りは、やはり公衆衛生サービスの提供に用途を限定した補助金として、イングランド各地の自治体に配分する。これらの資金を利用して、イングランドの公衆衛生サービスの大半は、地方自治体またはNHSの委託により、NHSの機関または民間の組織によって提供されることになる。

また、政府案では、現在はNHSの「初期治療トラスト(PCT)」に雇用されている公衆衛生サービス所長(Directors of Public Health)が、自治体に雇用されることになる⁹。自治体における公衆衛生サービス所長の役割は、自治体に交付された公衆衛生サービス向け予算の配分方法の決定プロセスに関与し、住民の健康向上に貢献することである。これには、住民の健康・福利の向上を目的として、自治体が行うインフラ設備建設等への投資に関する決定に影響を与えることなども含まれる。また、公衆衛生サービス所長が担うことになる重要な役割の一つは、自治体、NHS及びNHSの一般開業医(GP)のグループ¹⁰が何らかの決定を行う際、公衆衛生が考慮に入れられることを確実にすることである。

⁹ トラストとは、NHSの運営母体である公益法人で、数種類ある。初期治療トラストは、GPによる診療、歯科治療などに責任を有する。初期治療トラストは、2013年までに全て廃止されることが決まっている。

¹⁰ ここで言う「一般開業医(GP)のグループ」とは、保健省が2010年7月に発表したNHS改革白書で提案した「GP

白書はまた、肥満対策や禁煙支援などを含めた公衆衛生サービスの実施による住民の健康改善の成果を評価するための一連の指標を「イングランド公衆衛生サービス」が定めることを提案している。更に、管轄区域内に、健康状態が劣悪である貧困層の住民が多い地方自治体が、特定の指標において健康改善を達成できたことが示された場合、当該自治体に対し、「健康改善報奨金 (health premium)」と名付けられた新たな助成金を付与するとの案も掲げている。政府は今後、「健康改善報奨金」の制度の詳細について、意見集約作業を実施する見込みである。

患者の声を代表する「ヘルスウォッチ」

保健省は2010年12月、NHSに関する利用者の声を聞き、サービス改善につなげることを目的としてイングランド各地に設置されている「地域参画ネットワーク (LINKs)」に代わり、「ヘルスウォッチ (HealthWatch)」との名称の新組織を設置する方針を明らかにした。「ヘルスウォッチ」は、イングランドの全ての自治体¹¹の管轄地域に設置され、LINKsと同様、NHS利用者から寄せられた苦情及びNHSのサービスに関する懸念事項について調査を実施し、サービス改善の提案を行うなどの機能を有することになる。地域組織のほかに、イングランド全体の統括機関として、「ヘルスウォッチ・イングランド (HealthWatch England)」も設置される。NHS利用者からの苦情に関する調査は、地域の「ヘルスウォッチ」と共に、「ヘルスウォッチ・イングランド」も行う。「ヘルスウォッチ」の監督は、イングランドの医療サービス及び高齢者・障害者ケアサービスの監視機関である「ケア・クオリティ委員会 (CQC)」が行う。

LINKsは、「2007年地方自治・保健サービスへの住民関与法 (Local Government and Public Involvement in Health Act 2007)」の施行により、「患者・住民参画フォーラム (Patient and Public Involvement Forums)」の後継組織として2008年に設置された。「患者・住民参画フォーラム」が2003年に設置される以前は、1974年に設置された「コミュニティ保健委員会 (Community Health Councils)」が、NHS利用者の声を代表する役割を果たしていた。

LINKsは、自治体から運営資金を提供されているが、政府、自治体から独立の立場でその機能を果たしている。各自治体は、外部組織 (慈善団体など) にLINKsの設置、運営支援を委託することを義務付けられている。NHSのサービスに関心のある人は全て、LINKsに対し、自らの意見を述べることができる。

コンソーシアム (GP consortium)」を意味する。政府は、同白書の中で、イングランドの全てのGPが、特定のGPコンソーシアムに所属することを義務付けている。GPコンソーシアムは、PCTに代わり、NHSの医療業務の委託などを担うことになる。

¹¹ ただし、二層制地域のディストリクトは除く。

なお、「ヘルスウォッチ」の設置は、保健省が 2010 年 7 月に発表した「NHS の解放 (Liberating the NHS)」と題する NHS の改革白書の中で提案されていた。保健省は更に、同白書に関する意見集約作業で寄せられた意見に対する回答書を同年 12 月に発表し、その中で、「ヘルスウォッチ」の設置を決定したことを明らかにした。

【女王の即位 60 周年で自治体にシティの地位とロード・メイヤーの権利を付与】英国

背景

英国には、「シティ・オブ・ウェストミンスター (City of Westminster)」、「シティ・オブ・リバプール (City of Liverpool)」のように、名称に「シティ」が付されている自治体がある。これらは、国王または女王から、シティの称号を与えられた自治体である。国王または女王は、「君主の特権 (Royal Prerogative)」を行使し、「特許状 (letters patent)」の一形態である「勅許状 (royal charter)」を発行することによって、自治体にシティの地位を付与する¹²。

シティの称号を有する自治体の議会では、議員の中から毎年 1 人が「メイヤー」に選ばれ、議会の議長を務めるほか、式典等において自治体の代表としての役割を務める。シティの地位を有する自治体は、「ロード・メイヤー (Lord Mayor)」を置く権利を申請することが可能であり、この権利を得ると、「メイヤー」を、「ロード・メイヤー」と呼ぶことが可能になる¹³。スコットランドでは、ロード・メイヤーではなく、「ロード・プロボスト (Lord Provost)」と呼ばれる。ロード・メイヤーを置く権利は、シティの地位と同様、国王または女王が、勅許状の発行によって授与する。シティの地位またはロード・メイヤーを置く権利の獲得は、自治体にとって名誉であると認識されているが、新たな権限や機能、政府補助金を獲得できるなどのメリットはない。

シティの地位は、日本の県にあたるカウンティ (county) 以外の自治体に付与することが可能である。英国内のカウンティ以外の自治体の数は現在 406 であり、そのうち、シティの地位を有する自治体は 66 である。内訳は、イングランドが 50、スコットランドが 6、ウェールズ及び北アイルランドがそれぞれ 5 である。自治体の管轄区域内に英国国教会の大聖堂があること、人口が一定数以上に達していることなどがシティの地位を付与される条件であると信じている人は少なくないが、これは事実ではない。

¹² 「君主の特権 (Royal Prerogative)」とは、慣習的に君主に属する権限であり、立法、司法、外交、軍事、免責特権等の分野において存在する。首相または内閣の助言に従って、国王または女王が行使する。

¹³ なお、日本の市長に近いのは、ここで挙げた「メイヤー」または「ロード・メイヤー」ではなく、「2000 年地方自治法」によりイングランドで導入された直接公選首長 (directly elected mayor) である。現在のところ、直接公選首長制を採用している自治体はごく一部である。

イングランドでは、シティの地位を有する自治体が自治体再編成により廃止された場合、当該自治体の管轄区粋内に新たにパリッシュ(parish)を創設するか¹⁴、または当該自治体の廃止に伴い新設された自治体の地方議員の中から「勅許引受人(Charter Trustees)」を任命することにより、シティの地位を付与した勅許状の効力を継続させ、シティの地位を維持することができる。

* * *

前述のように、シティの地位及びロード・メイヤーを置く権利を付与できるのは、国王または女王のみである。かつては、国王または女王が政治、商業、軍事、宗教等の面で重要であると判断した都市(town)に対し¹⁵、栄誉の印としてシティまたはバラ(borough)の地位を授与していた¹⁶。しかし現在、シティの地位及びロード・メイヤーを置く権利の授与は、国王または女王の即位の節目となる年(即位25周年等など)またはミレニアムの到来などの特別な行事に合わせて自治体から応募を募り、選考のうえ決定するというコンペティションの形で行われている。

なお、勅許状の発行によって自治体にシティの地位を付与する仕組みは、王室を有する北欧の国では一般的に見られる制度である。

女王の即位 60 周年を記念した 2012 年のコンペティション

2012 年はエリザベス 2 世の即位 60 周年の年にあたり、これに合わせ、シティの地位及びロード・メイヤーを置く権利をそれぞれ 1 ヶ所の自治体に付与するコンペティションが実施される。内閣府及び文化・メディア・スポーツ省は 2010 年 12 月初旬、同コンペティションへの応募に関する自治体向けガイドラインを発表した。内閣府は、国王または女王による叙勲及び式典関係の担当省である。文化・メディア・スポーツ省は、女王の即位 60 周年祝賀行事の担当省であり、ジェレミー・ハント文化・メディア・スポーツ大臣は、祝賀行事への政府の関与に関する調整役を担っている。

今回のコンペティションでは、カウンティ以外の全ての自治体が、シティの地位に応募

¹⁴ パリッシュとは、教会の布教のために設けられた教区に起源を持つ、地域共同体的な性格を有する法律上の準自治体(Sub-principal)である。

¹⁵ ここで言う「都市(town)」とは、国王または女王から勅許(charter)を受け、市場(マーケット)を開く許可を得た場所を意味する。

¹⁶ 「バラ(borough)」も、シティと同様、君主が自治体に付与することができる称号である。シティと同じく、バラの称号を得ることによって、他の自治体にはない権限や機能が付与されることはない。なお、ロンドン内の自治体も同様に「バラ(borough)」と呼ばれ、日本語ではしばしば「区」と訳されるが、これは称号ではなく、正式な行政区分の名称である。

することが可能である。しかし、ロード・メイヤーまたはロード・プロボストを置く権利については、シティの地位を得てから最低 15 年が経過していることが条件とされている。また、政府が定める手続きに沿って同コンペティションに応募できるのは自治体のみであり、一般住民がこれを行うことはできない。また、自治体が位置する地域・地方は応募の条件に含まれておらず、英国内の自治体であれば応募が可能である。

既にシティの地位への応募の意志を明らかにしている自治体は、イングランド南東部メドウェイ市、同レディング市、イングランド北東部ミドルズバラ市である。メドウェイ市の管轄区域内には、かつてシティの地位を有していたロチェスター地域 (Rochester) が含まれている。

自治体へのシティの地位及びロード・メイヤーまたはロード・プロボストを置く権利の付与の決定は、首相の助言に基づいて、女王が行う。自治体の応募書類の審査は、ニック・クレグ副首相兼枢密院議長が、マーク・ハーパー政治・行政機構改革担当大臣と共に行う。ハーパー政治・行政機構改革担当大臣は、審査に関して、文化・メディア・スポーツ大臣及び必要であれば中央政府のスコットランド大臣、ウェールズ大臣、北アイルランド大臣、コミュニティ・地方自治大臣の意見を聞く。また、北アイルランド、スコットランド、ウェールズの地方政府は、各地方内の自治体による応募について意見を述べる事が可能であり、それらの意見は、審査において考慮される。審査の結果は、2012 年の前半に政府から発表される。

* * *

英国には、「シティ」のほか、自治体に「バラ (borough)」の称号を付与する制度があることは注釈で述べたが、特に王室に深い関連があると判断された自治体には、「ロイヤル・バラ (Royal Borough)」の称号が与えられる。これまでにロイヤル・バラの称号を付与された自治体は、ロンドンのケンジントン・アンド・チェルシー区、同キングストン・アポン・テムズ区、イングランド南東部ウインザー・アンド・メイデンヘッド市の 3カ所である¹⁷。これらの自治体に続き、やはりエリザベス 2 世の即位 60 周年を記念して 2012 年に、ロンドンのグリニッジ区に対してロイヤル・バラの称号が付与されることが、2010 年 1 月に既に発表されている。その理由には、グリニッジ区がヘンリー 8 世及びエリザベス 1 世の生誕地であること、また同区に王立軍需工場及び王立海軍学校があることなどが挙げられている。シティの地位と同様、ロイヤル・バラの称号を得ても、法的権限が追加されるなどのメリットはない。しかし、ロイヤル・バラの地位を獲得した自治体は、職員や議員が叙勲の対象者に選定される機会が増えるほか、バッキンガム宮殿で開かれるガーデン・パーティー等の王室行

¹⁷ ウインザー・アンド・メイデンヘッド市は、1998 年にバークシャー・カウンティ・カウンシル (Berkshire County Council) が廃止された際、同自治体の管轄区域であった地域内に設置されたユニタリーの一つである。

事に招待されたり、王室メンバーの訪問先に選ばれる機会が他の自治体に比べて増えることになる。

【地方経済成長白書】英国

背景

2010年5月の保守党と自由民主党の政策文書において、地域開発公社(RDAs)を廃止し、地域産業パートナーシップ(Local Enterprise Partnership: LEPs)を以てそれに代えることが表明された。両党はともに、2010年5月の総選挙時に、地域開発公社の廃止を訴えていた。2010年6月、自由民主党のビンス・ケーブル・ビジネス・改革・技術大臣と保守党のエリック・ピクルス・コミュニティ・地方自治大臣は、すべての地方自治体のリーダーと事務総長に対し、9月初旬までに地域産業パートナーシップの設立を申請するよう案内を行った。その結果、56件の応募があったが、その多くで、一つの自治体が複数の地域産業パートナーシップに応募したことによる境界の重複がみられたほか、いくつかの事例では、地域産業パートナーシップ化を進めるにあたり政府が要求する基準を十分に満たしていなかったため、条件の整った団体がある程度まとまった段階で設立承認を行うと言う「信号機」方式によって、作業を進めていくこととなった¹⁸。しかし、地域産業パートナーシップの設立は政府が承認するべきものなのか、それとも、自治体間で各地域の事情に基づいて決定するべきなのかという観点については、大臣と関係2省の関係は不確かである。

2010年12月、ビジネス・改革・技術省は、さらに3つの地域産業パートナーシップを認可したことを発表した。また、デービッド・キャメロン首相は、2011年1月に、地域産業パートナーシップの調査研究活動を支えることを目的とした地域産業パートナーシップキャパシティ基金を設立し、今後4年間で400万ポンドを拠出することを発表した。1月にはさらにいくつかの地域産業パートナーシップの承認が発表された¹⁹。

地域の成長:すべての地域の潜在力を現実のものにする

ビジネス・改革・技術省は、2010年10月28日、地方経済成長白書を発表した。ニック・クレグ副首相により公表された同白書では、先に発表された地域開発公社の廃止

¹⁸ 各申請の内容を審査し「青信号」と認定されたものから順次通過させていくという方式。2010年10月初頭に開催された与党保守党の党大会で22団体がすぐに発進可能な「青信号」状態にあるとの発表があり、同月28日、最初の24団体が承認された。(出展:

<http://www.lgcplus.com/leps-22-bald-men-fighting-over-a-comb/5020212.blog>)

¹⁹ 2011年1月13日、North East of England が承認され、合計28団体となった。(出展:

<http://nds.coi.gov.uk/content/Detail.aspx?ReleaseID=417414&NewsAreaID=2>)

や6月に発表された2010年緊急予算や2010年支出見直しの地方財政状況の項で論じられていた内容に加え、前政権が表明した地域成長ファンドの設置を継続して推進することや、いかにして地域経済の再生に取り組むかが述べられている。

白書によると、地域経済の成長のための政府の取り組みは下記の通り。

- 地域社会と地域経済に権限を委譲し、各地域の実情に応じた対応策が調製できる余地を作る。
- 効率的かつ活力に満ちた市場づくりを進める。特に用地の提供を重視し、成長を目している地域に対して、真に役立つインセンティブを提供する。
- 成長阻害要因に対抗するため、地域と人々に対する投資を支援する。

また、白書は、政府は「この10年の間に、英国経済はバランスを失い、公共支出に依存し過ぎてしまった。持続不可能なレベルにまで債務が膨らんでいる。公共支出は経済のある一部分にしか過ぎないのだ。わが国の大多数の部分が公共部門に過度に依存し過ぎていた。中期的に持続可能な経済成長を実現するためには、国内経済を民間部門の投資と企業によるものにする必要がある」としており、「建築許可は経済成長がどの地域で発生するかを決定でき、かつそれがその地域の成長刺激要因となる、という信仰は、市場の性質に反するものであるため失敗した。地域戦略やその他の開発戦略は、結果として、地域間の自然で健全な競争の息の根を止め、成長を阻害した」と、過去の取り組みを批判している。本件についての白書の認識は、「各地域には、それぞれ固有の地理的、歴史的、環境的、経済的条件があり、これらの条件が、各地域の経済成長見込みと、経済成長を促すために民間部門や住民に対して取るべき最も適切な支援策の内容を決定づける」というものである。

政府は、人口、産業などの集積(agglomeration)²⁰こそが都市部の成長を導く鍵である、という多数の経済学者が示す見解を支持している。白書は、「集積は、ロンドンの経済成長を促進する鍵であり、ロンドンが国際舞台でますます重要な役割を果たすことを可能にしてきた要因である。集積によって実現したロンドンの経済成長は、例えば、市長の指揮による高付加価値交通整備計画への投資や都市計画への戦略的取り組みなどによって支えられている。こうした集積による付帯効果は、ロンドン以外の地域、なかんずく大都市や強い個性を持った地域の経済成長を加速させる一助にもなりうる。」と述べている。政府は、ロンドンにおける経済的成功を、ロンドン以外の8つの「核都市(Core Cities)」に波及させたいと考えている。白書は次のように述べている。「大都市とそれを取り巻く地域の間には、しばしば相互に利益をもたらす経済関係が成立する。政府が支援したいと考えているのはこうした関係であり、例えば、ロンドンを除いた8つの核都市圏(バーミンガム、ブリストル、リーズ、

²⁰ 地域財政白書 1.14「近年は経済的成果に及ぼす集積の効果が強い関心を集めている。集積とは、ある一定の地域における人口と産業の集中を指すものである。」

リバプール、マンチェスター、ニューカッスル、ノッティンガム、シェフィールド)においてである。政府は、都市と周辺地域の成長並びに雇用創出を、イングランドの12の大都市に直接公選首長を置くことでリーダーシップを強化する、「増加税収財源措置(TIF)」を導入する、交通網の改善を最優先にする、成長阻害要因となっている建築許可申請制度を見直すなどの、様々な手段によって支援していくこととしている。」

白書の要旨は下記の通り。

地域産業パートナーシップ

白書で述べられている政府の役割は下記のとおり。

- 24 の地域産業パートナーシップを承認²¹する。将来の申請については申請ごとにその承認の可否を検討していく。
- 地域産業パートナーシップに対し、交通、住宅整備、建築許可申請制度を通じて社会基盤の提供と発展に統合的に取り組むことを奨励する。
- (既に告知している通り) 地域産業パートナーシップのメンバーのうち少なくとも 50%以上は企業が占めること、また代表者は企業出身者とする事とする。
- 地域産業パートナーシップに自動的に法的身分を与えることはしないが、地域産業パートナーシップに法的地位が必要となった場合、各パートナーシップが独自に対応することを認める²²。
- 地域産業パートナーシップの財源は自ら手当てするものとする。
- 地域産業パートナーシップに対し、「ビジット・イングランド(Visit England)」と協力して、地域の観光振興において中心的な役割を担うことを許可する。
- 地域産業パートナーシップを置くのに最も適切な地理的範囲²³を策定し、その地域の地域産業パートナーシップの能力に応じて、地域で運用することが望ましいと考えられる政策の意思決定権限を分与する。
- 債務削減、地域の目標とおかれている状況、国の政策目標との間で均衡を図りつつ、地域開発公社の資産を処分する。

地域成長ファンド(Regional Growth Fund)

²¹ 2010 年 10 月 28 日に承認済み。

²² 白書 2.9「政府は地域産業パートナーシップを法的に定義づけることはしない。(中略)独自財産の取得や契約締結のため、地域産業パートナーシップが法人格あるいは特定の責任ある主体を必要となった場合、その規約と法的地位の決定は地域産業パートナーシップを構成する団体の判断に任される。」

²³ 白書 2.1「政策決定並びにその実施機構は、特定の市場の失敗に基づき、効率と効果を最大限にできるよう決定された地理的に最も適切な規模で運営されるべきである。」

白書に示された地域成長ファンドの案は下記のとおり。

- 現在特に公共部門に依存している分野において、民間部門に継続的な雇用を創出することを目標とする。基金獲得のための申請は、公共部門に依存している通勤圏(Travel to Work Areas)²⁴を支援する地域成長ファンドの能力に基づいて査定される。
- 地域成長ファンドが欧州地域開発基金(ERDF)から 28 億ポンドの助成を受けられるよう支援する。
- 民間あるいは官民協働による応札を推進し、公共部門単独の応札は拒否する。
- 入札を実施する事業の最低予算は 100 万ポンドとする。事業規模を 100 万ポンド以上とするため、コンソーシアムを形成することができる。
- 2010 年 11 月から 2011 年 2 月にかけて、入札希望者に対する説明会を開催する。
- 第 1 回入札(1 段階のみで終了)は 2011 年 1 月 21 日で締め切る。第 1 回では初年度予算の半額までを対象とする。第 2 回入札はその直後に開始され、2 段階で実施される。

地方財政

白書に示された政府の案は下記の通り。

- 地方財政に対する意見集約作業の結果を、1 月に開始予定の地方自治体財源調査に反映させる。この調査は、将来ビジネスレートに関する権限を地方移管することに門戸を開くとともに、増加税収財源措置に関する政府の方針について検討する。増加税収財源措置は、入札に基づいた制度として開始される。
- 地方自治体に公営住宅建設を奨励するため、2011 年度中に新たな住宅整備報奨金制度を導入する。

都市計画

白書に示された政府の案は下記の通り。

- 政府は持続可能な開発を支持しており、それを推進するため、建築許可申請に対する政策を実施する。
- 地方自治体に対し、投資を検討する企業により高い透明性と確実性を与えるため、社会基盤整備と投資促進のための戦略である地方開発計画を策定することを求める。

²⁴ Travel to work areas (TTWAs)とは、労働市場分析及び労働政策に用いられる英国の統計指標の一つで、ある地域で行われる経済活動に従事する人間がどこから通勤しているかによって、その地域が周辺に及ぼす影響力の範囲を測るものである。(http://www.statistics.gov.uk/geography/ttwa.asp)

- 主要社会基盤整備局(Major Infrastructure Planning Unit)が担当する予定の、国家として重要な建築許可申請への関与を制限し、ボトムアップ型の建築許可申請制度を創設する。
- 2008年のキリアン・プリティ調査(The Killian Pretty Review)²⁵における提案に基づき、建築許可申請制度の簡素化作業を継続する。

ロンドン

白書に示された政府の案は下記の通り。

- ロンドン市長並びにロンドン区から地域産業パートナーシップへの申請があれば、これを支援する。また、地域成長ファンドへの入札を地域産業パートナーシップと共同で行うか、直接入札にするかの選択は、市長に一任する。
- ロンドン開発公社を廃止し、その担当業務はグレーター・ロンドン・オーソリティ(GLA)に引き継ぐ。
- GLAとロンドン区によるロンドンの行政機構の再編成に関する共同提案に対して、政府の立場を明らかにする。

【都市における移動の将来像についてのレポート】英国

「将来のためのフォーラム Forum for the Future」という英国のNPOは、緑の党や環境保護運動と類似の組織で、政府機関や、企業、その他ボランティア組織との協力で持続可能な社会を推進する活動をしている。調査、教育・研修、分科会の実施や政策提案が主な活動内容である。都市の交通・移動(Mobility)について、2010年12月にレポートを発表した。調和した都市環境に持続可能な交通制度を導入することについて、4つのシナリオを想定し、政策を提案している。

「動く巨大都市 Megacities on the Move」はレポートのタイトルであり、将来における都市の交通形態が4つの異なるモデルで描かれている。このモデルは、交通に利用されるエネルギー源と、統治・管理(Governance)形態という二つの重要な要素に基づいて予測されている。

- ① 交通が総合的に計画・管理されている都市(Planned-opolis)：市民の移動そのものが計画的に制限され、不足がちな資源が効率的に使用され、管理されている。化石燃料が主流である。大規模な公共交通機関が発達しているが、その利用を

²⁵ 建築許可申請制度の簡素化を目的として政府が2008年に行った調査。

<http://www.communities.gov.uk/publications/planningandbuilding/killianprettysummary>

規則し、個人のエネルギー消費が厳しく管理されている。

- ② 自動車利用が多く、スプロール化（無秩序な広がり）が進んでいる都市（**Sprawl-ville**）：化石燃料が引き続き主なエネルギー源であるが、中央による集中的管理が弱いため、都市が分離し、貧富の差が大きくなっている。だが大規模な計画が策定・執行できないため、公共交通機関が未発達なままである。
- ③ 持続可能なエネルギーに転換できている都市（**Renew-abad**）：交通手段は、効率的な公共交通機関に加え、再生エネルギーを利用した個人移動手段も使われている。統治・管理はトップダウン方式であり、計画や管理が中央により行われている。
- ④ 近隣区域が分離している都市（**Communi-city**）：隣接している小規模なコミュニティが各々自立し、個人用移動手段を使った短距離移動が主流で、中央による集中的な統治・管理ではなく、近隣自治となっている。再生可能なエネルギーがあらゆる場所や形態で発電・発熱され、利用されている。

レポートは、政治家、都市計画に携わっている人、交通専門家、あるいは一般市民に将来の交通の可能性について具体的な情報を提供し、ツールキットのような機能を果たしている。将来の交通手段の具体例としては、電気高速バス、重ねて駐車可能な小型電気自動車、人力を利用するキャビン・モノレール等がある。電気高速バスは、2階建方式で、下の階は広く道路をまたがって、トンネルのように自動車が通行可能となっている。バスは道路の両側にあるレールを利用するか、白線を識別するオートパイロットシステムを利用する。乗客のために2階に座席がある。マサチューセッツ工科大学のプロジェクトとして開発されているものであるが、ショッピングカートのように、重ねて駐車することができる小型電気自動車は、既にロンドン市やパリ市に存在している公共貸し自転車のように使われることが考えられる。駐車時には現在の普通乗用車の4分の1しか場所をとらない。都市を横断するモノレールのキャビンを自転車のように人力で動かす「シュウィーブ Shweeb」は、グーグル社からの資金提供を受け、実験的に建設されることが決まっている。

ストックホルム市を始め、欧州のいくつかの都市では既に「スマート都市」実現のため、電気自動車を含む様々な計画を進めている。実現がどのぐらいの期間できるかは未定であるが、「横浜スマートシティープロジェクト」を2010年10月に発表している横浜市との比較は興味深い。横浜市は、市と企業等の共同で開発される技術・ノウハウを世界の都市に売り込む予定である。互いに比較検討し合えば、勉強となるところが多いであろう。

参照

Forum for the Future, 'Megacities on the Move'

<http://www.forumforthefuture.org/projects/megacities-on-the-move>

Yokohama smart city

【ヘッセン州における地方自治体の気候保護政策】ドイツ

2010年11月25日・26日に、ヘッセン州の環境エネルギー景観消費者保護省が14回目の気候温暖化対策会議を開催した。今年度の会議の内容は、地方自治体の気候温暖化対策及びエネルギー、水や交通関連の市営企業の活動拡大のチャンスであった。

ドイツにおいては、連邦政府が2007年に制定した「連邦政府総合エネルギーと気候保護プログラム」(月例報告2008年8月を参照)に基づいて、気候保護政策の実施がすべての行政レベルでそれぞれ要求されることとなっている。各州は、自らの戦略に基づく事業を策定しているが、ヘッセン州も例外ではない。2008年には、新たに「気候保護100市町村」という事業を打ち出し、州内の100市町村が自ら気候保護に取り組むべく、気候保護宣言を行うことを行うという試みである。取り組む分野は以下の5つである。

- ① エネルギー(効率の向上、代替エネルギーの増加等)
- ② 市営企業の活動や建築物の管理
- ③ 調達
- ④ 都市計画と経済発展
- ⑤ 住民に対する情報提供・啓発活動

参加市町村は、住民その他すべての関係者が行動を起こす気運を高めるため宣言を行い、自らモデルとなるあらゆる事業や業務を執行することが求められている。市町村は、二酸化炭素排出の測定を行い、排出量やエネルギー消費を削減するための数字目標を含む活動計画を策定することとなる。2010年末現在では、既に107市町村が参加し、宣言を行っている。ヘッセン州には、426市町村(と26郡)があるため、宣言市町村は全体の約4分の1を占める。

ヘッセン州では、その他にも気候保護政策の補助事業を設けている。会議の席上で環境エネルギー景観消費者保護省は、「高エネルギー効率市町村」や「高効率街灯」という事業に言及した。「高エネルギー効率市町村事業」の概要は、150万ユーロの補助金を住まいのエネルギー効率向上のために直接市民に支給するというものである。街灯を最も効率の高いものに更新するため、市町村は高効率街灯事業で15万ユーロの補助金を受け取っている。

会議では、先進的な取り組みについて知識を普及することを目指して、市町村と関係の深いエネルギー企業からの発表も行われた。地域で活躍する企業の一つとして、フランク

フルト市の市営エネルギー及び水供給企業から発展し、現在は民間会社である MAINOVA 社がある。MAINOVA 社は、再生可能なエネルギーに投資し、地域分散型エネルギー供給を支援している。この活動により、毎年約 30%の CO2 削減を達成している。カッセル市の市営エネルギー企業は、カーボン・ニュートラル(carbon neutral)つまり、炭素増加に寄与しないエネルギー源を使用して消費者にエネルギーを提供するモデルを紹介した。また、地域における排出権取引の仕組みとその利益を利用する基金についても紹介があった。ドイツの地方自治体は気候保護に関連する施策を約 20 年前から始めていることから、今では参考にできる例は数少なくない。

会議でもう一つ大きなテーマとなったのは市民参加である。ヘッセン州内、または他州からの発表者が、市町村における市民参加型の取り組みを紹介した。バーデン・ヴュルテンベルク州にあるテュービンゲン市のパールマー市長は、既に表彰を受けた同市における市民を中心とする取り組み(月例報告 2009 年 9 月を参照)について発表し、気候変動対策を都市計画と開発、また交通や企業支援対策及び経済発展目標に密接に関連づけることの重要性を強調した。ヘッセン州内にあるエシュウエーゲ市(Eschwege)からは、カーボン・ニュートラルの都市となる方法について情報提供があり、またはフィルンハイム市(Viernheim)からは、「気候保護 100 市町村」の取り組みに参加することにより、市のエネルギー経費を削減し、CO2 排出量を減少させることにも成功したことが報告された。

ドイツ市町村連盟の代表者は、市町村は、自らモデル的な活動をする他、住民に情報提供や啓発を行う義務があると強調している。特に全ての建物のエネルギー消費を減少させるための成功のカギとして、市町村の役割は重要である。一方で、気候保護政策は、持続可能な発展にも結びつけなければならない。

会議の結果、これからも取り組むべき、以下の三つの課題がまとめられた。

- ① 建築物のエネルギー消費を高効率化する活動をステップアップする必要がある一方、既に先進的な取り組みで協働しているネットワークを活用すれば、確実にエネルギー効率を改善し、CO2 排出量を削減することが可能である。
- ② 気候保護政策には、経済的な可能性も含まれる。保護政策により、エネルギー分野等において、先端的な技術の開発と結びつく可能性が高い。新しい技術により、持続可能で、将来性のあるエネルギー体制が形成可能である。
- ③ 地方自治体は、気候保護対策の実施を、市民と共同で行うように努力すべきである。

気候変動または気候保護政策をテーマとする会議はドイツで頻繁に行われ、地方自治体が参加可能で、情報交換できるものも少なくない。ドイツ都市会議もこのようなイベントを開催する歴史があり、地方自治体のための第 4 回気候保護会議が、2 月 15 日にボンで行われる予定である。

参照

Hessischer Städtetag, Pressemitteilung 6.12. 2010, 'Hessisches Klimaschutzforum 2010 – Bürger mitnehmen';

http://www.hess-staedtetag.de/aktuelles/schwerpunkte/artikelansicht/article/hessisches-klimaschutzforum-2010-buerger-mitnehmen.html?tx_ttnews%5BbackPid%5D=24&cHash=19f11e21e69ad420915dd46eb0a04b71

Klimaschutzforum Hessen Website:

<http://www.klimaschutzforum-hessen.de/index.php?id=26>

Hessisches Ministerium für Umwelt, Energie, Landwirtschaft und Verbraucherschutz, Klimaschutzforum 25.11.2010, 'Hessisches Klimaschutzforum 2010 diskutiert über Perspektiven des kommunalen Klimaschutzes';

<http://www.klimaschutzforum-hessen.de/index.php?id=26>

http://www.dstgb.de/dstgb/Veranstaltungen/4.%20DStGB-Fachkonferenz%20%22Kommunen%20aktiv%20f%C3%BCr%20den%20Klimaschutz%22/KlimakonferenzFEB2011_20101220.pdf